

令和4年3月22日

各部局等の長 殿

副学長（総務・財務担当）

松田典明

新型コロナウイルス感染症流行下における学生・教職員の
海外渡航及び海外からの受入れの判断について

令和3年7月19日以降、本学では海外大学の学位取得を目指す留学や渡航期間が大学間学術交流協定等に基づく1年以上（実際の派遣期間9ヶ月以上）の留学については、渡航先の防疫措置を確認していること等を基準として、学生の海外渡航の可否を判断してまいりました。このたび文部科学省より、大学間交流等に基づく1年未満（実際の派遣期間9ヶ月未満）の海外プログラムについても、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金の支援を再開する旨連絡があったことを受けて、令和4年4月以降の本学における学生・教職員の海外渡航及び海外からの受入れについて、下記のとおり取扱うこととします（R4.3.22 運営会議承認）。

記

1. 学生・教職員の海外渡航について、外務省・海外安全ホームページで公開している感染症危険情報に基づき、その可否を判断します。
2. 同危険情報において、新型コロナウイルス感染拡大に起因するレベル2「不要不急の渡航は止めてください。」又はレベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」に該当する国・地域への渡航（経由地を含む）については、原則としてこれらの勧告に従います。

ただし、以下の（1）（2）、いずれかについては、該当者が所属する部局の長が渡航可と判断した場合、グローバル推進機構長の了解を得た上で渡航可能とします。

（1）日本国政府又は相手国政府からの要請等に基づく渡航であること

（2）次の要件をいずれも満たしていること

（ア） 渡航時期の変更あるいはリモート等の他の代替手段による対応が不可能であること

（イ） 渡航しないことにより渡航予定者に重大な不利益（学生は以下の①又は②、教職員は以下の③）を生じさせること。ただし、渡航予定者本人が十分に渡航のリスクを認識した上で、なお渡航を希望している場合に限る。

① 学位（学士を除く）の取得機会の逸失（研究計画の変更が不可能な場合に限る）

② 在学期間中の留学機会の逸失（「トビタテ！留学 JAPAN」、大学間学術交流協定等に基づく留学に限る）

③ 回復困難な研究機会の逸失（渡航期間が6ヶ月以上の場合に限る）

ただし、特別な事情により必要と部局長が認めるときは、6ヶ月未満の場合

合であってもグローバル推進機構長の了解を得ることで渡航可とすることができる。

- (ウ) 渡航にあたり安全確保（新型コロナワクチン接種が済んでいる、受入機関等で感染防止対策が講じられている、当該感染症について滞在地域の医療体制が十分である等）が書面等で確認できること

3. 学生・教職員の私事渡航についても、上記判断に準じて取扱うこととします。
4. 海外からの受入れについては、厚生労働省の「水際対策に係る新たな措置について」等に基づき判断することとします。
5. なお、本通知発出に伴い、令和2年3月3日付け「新型コロナウイルス感染対策における学生・教職員の海外渡航及び海外からの受入れ判断について」及び令和3年7月19日付け「令和3年度新型コロナウイルス感染対策における海外渡航について」は廃止することとします。